

受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろを目指して

札幌市受動喫煙対策 ハンドブック



札幌市

SAPPORO

2020年7月改訂

はじめに

たばこの煙には発がん性物質を含む有害物質が多く含まれており、喫煙者の周囲にいる人が喫煙によるたばこの煙にさらされる受動喫煙は、喫煙者以外の人々の健康にも影響を及ぼすことが、科学的に明らかになっています。

我が国における受動喫煙対策に関する法律は、2003年(平成15年)に施行された「健康増進法」であり、札幌市においては2005年(平成17年)に「札幌市受動喫煙防止対策ガイドライン」、2015年(平成27年)に「札幌市受動喫煙防止対策ガイドライン第二版」を策定し、法でそれぞれの施設の努力義務とされる受動喫煙対策について具体的取組方法を示してまいりました。

2018年(平成30年)に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、段階的施行を経て2020年(令和2年)4月に全面施行されることにより、これまでの努力義務から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うことなどが法的義務となります。

また、札幌市では、改正後の健康増進法の全面施行前である2020年(令和2年)2月に、市民の皆様と行政が連携協力して受動喫煙対策を推進する決意を表す「さっぽろ受動喫煙防止宣言」を表明しました。

このたび、健康増進法に基づく受動喫煙対策が徹底されるよう、これまでのガイドラインに替えて「札幌市受動喫煙対策ハンドブック」を新たに作成いたしました。このハンドブックは、札幌市における受動喫煙対策の概要をまとめた「本編」と健康増進法に基づく受動喫煙対策についてまとめた「施設管理者編」の二部構成となっております。

宣言が目指す「受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろ」の実現に向けた一助として、市民の皆様はこのハンドブックをご活用いただき、札幌市全体での受動喫煙対策の一層の推進にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

2020年(令和2年)3月

札幌市長 秋元 克広

札幌市受動喫煙対策ハンドブック／もくじ

本編

第1章 法令による受動喫煙対策の強化

1 改正健康増進法による受動喫煙対策	4
2 改正健康増進法における施設の類型	5
3 施設の類型に応じて求められる受動喫煙対策	5
4 北海道受動喫煙防止条例による受動喫煙対策	6

第2章 札幌市における受動喫煙対策

1 札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」と受動喫煙対策	7
2 「さっぽろ受動喫煙防止宣言」	7
3 「さっぽろ受動喫煙防止宣言」の構成	7
4 重点的方針の背景と方針ごとの取組について	12

第3章 札幌市における受動喫煙対策の推進

1 さっぽろMU煙デーの普及啓発	19
2 さっぽろ受動喫煙防止宣言の普及啓発	19
3 禁煙施設普及推進事業	19
4 禁煙支援や情報提供	19
5 啓発資材の提供	19

施設管理者編

第1章 受動喫煙防止の必要性と求められる対策

1 改正健康増進法と北海道受動喫煙防止条例	22
2 規制の対象となるたばこ	22
3 管理権原者等の主な責務	23
4 施設の類型に応じて求められる受動喫煙対策	25

第2章 第一種施設に求められる受動喫煙対策

1 病院・行政機関の庁舎など	26
2 大学・児童福祉施設など	26
3 幼稚園～高校、保育所など	27
4 特定屋外喫煙場所の要件	27

第3章 第一種施設以外の施設に求められる受動喫煙対策

1 受動喫煙対策の区分の概要	28
2 各施設が選択できる受動喫煙対策について	30

第4章 受動喫煙対策の区分ごとの説明

1 屋内禁煙とする場合	
①屋内禁煙	32
2 施設の屋内に喫煙室等を作る場合のたばこの煙の流出防止の技術的基準	
②喫煙専用室設置施設	35
③指定たばこ専用喫煙室設置施設	36
④喫煙可能室設置施設(店舗の一部に喫煙可能室を設置する飲食店)	37
⑤喫煙可能店(店舗の全部を喫煙可能室とする飲食店)	38
⑥喫煙目的室設置施設(店舗の一部に喫煙目的室を設置する飲食店)	39
⑦喫煙目的店(店舗の全部を喫煙目的室とする飲食店)	40
⑧喫煙目的室設置施設(店舗の一部で喫煙可能なたばこ販売店)	41
⑨喫煙目的店(店舗の全部で喫煙可能なたばこ販売店)	42
⑩公衆喫煙所	43
3 旅客運送事業自動車等	43

資料	44
----	----